

令和4年度 中野市総合教育会議 次第

日時 令和5年2月13日（月）午後2時00分

場所 中野市役所 4階 会議室 42.43

1 開 会

2 あいさつ

市 長

教育長

3 会議事項

(1) 学校部活動の地域移行について 資料1

(2) その他

4 閉 会

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※ **I** は中学生を主な対象とし、**高校生**も原則適用。**II～IV**は公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
※ 地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間で改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
※ 日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・ 全国大会の在り方の見直し（開催回数精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

| | |
|-----|------------|
| 指導者 | 当該校の教師 |
| 参加者 | 当該校の生徒 |
| 場所 | 当該校の施設 |
| 費用 | 用具、交通費等の実費 |
| 補償 | 災害共済給付 |



学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

| | |
|-----|--|
| 指導者 | 部活動指導員等、関係校の教師 (※アスリート・アーティスト等の人材を含む) |
| 参加者 | 関係校の生徒 |
| 場所 | 拠点校の施設 |
| 費用 | 用具、交通費等の実費 |
| 補償 | 災害共済給付 |

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要
(学校や地域によっては存続が厳しい)

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

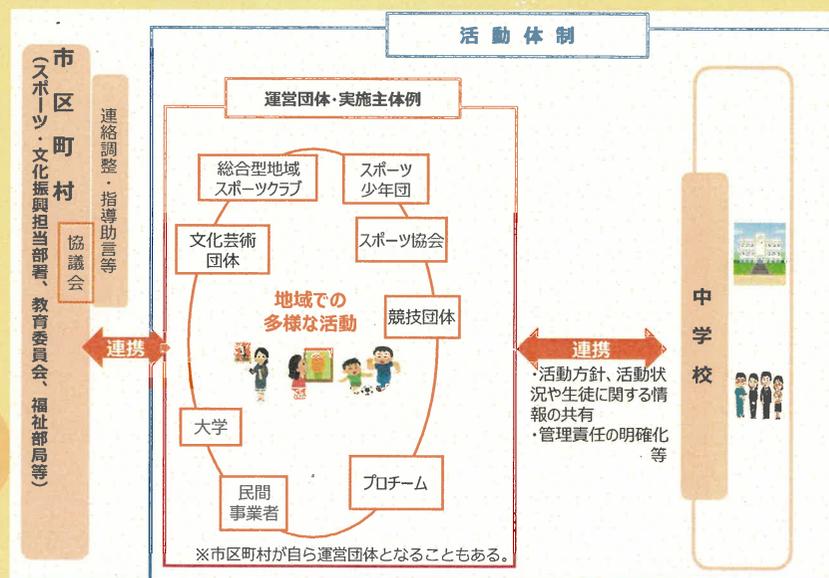
地域の実情に応じ、当面は併存

休日の地域クラブ活動

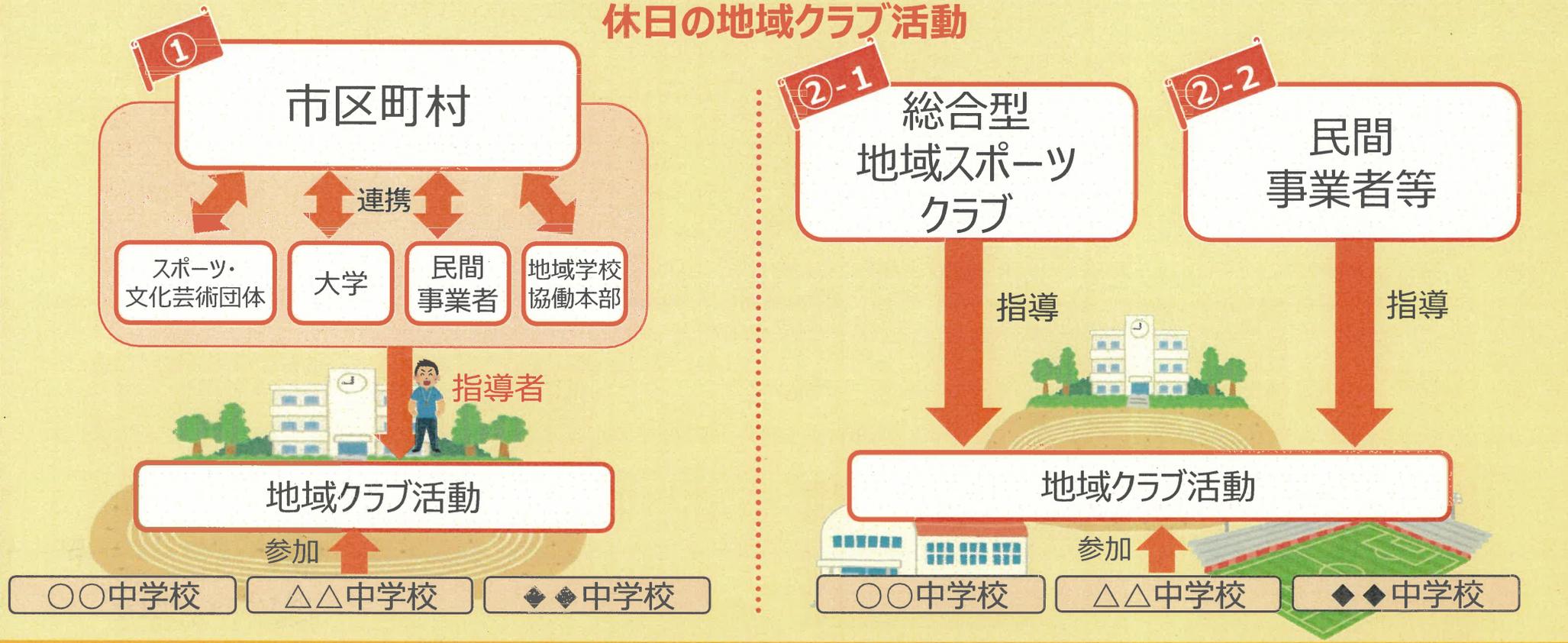
【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動
(法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術)

■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

| | |
|-----------|--|
| 運営団体・実施主体 | ① 地方公共団体（※複数地方公共団体の連携を含む） ② 多様な組織・団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等） |
| 指導者 | 地域の指導者（一部教師の兼職兼業） |
| 参加者 | 地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む） |
| 場所 | 学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設 |
| 費用 | 可能な限り低廉な会費 + 用具、交通費等の実費 |
| 補償 | 各種保険等 |

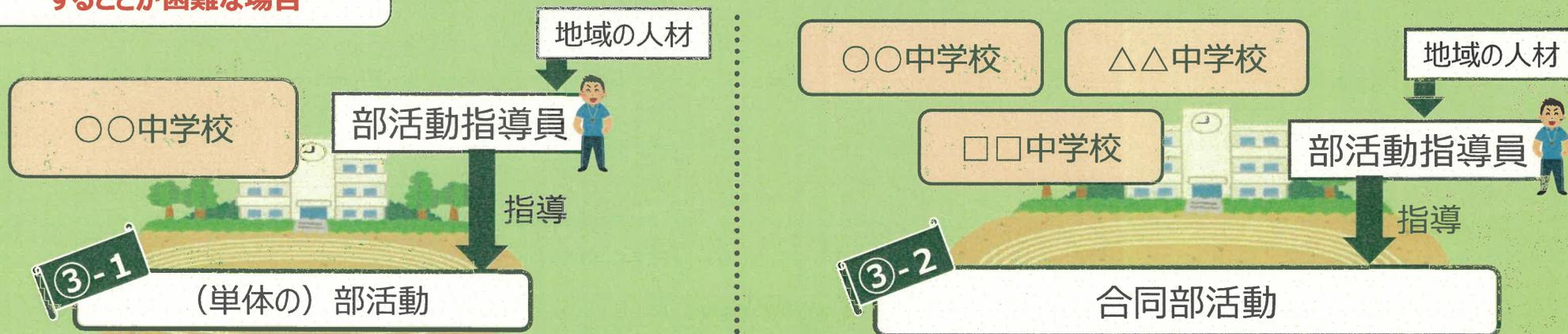


休日の地域クラブ活動



※直ちに①②のような体制を整備することが困難な場合

学校部活動の地域連携



休日の部活動の地域移行に係る要素（例）

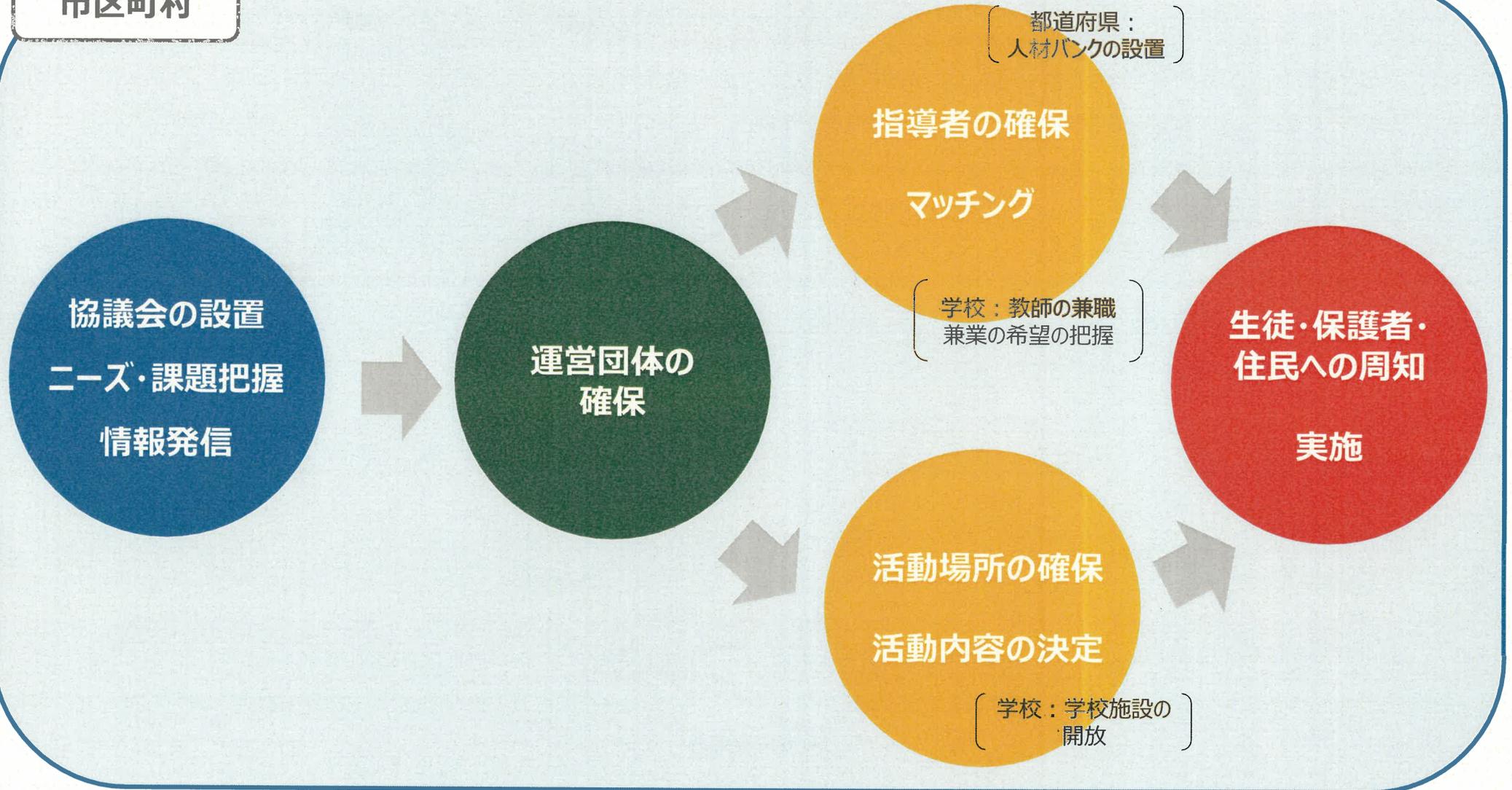
| | 関係者の巻き込み・合意形成 | 運営団体の確保 | 指導者の確保 | その他環境整備 | 実施 |
|--------------------|--|--|---|--|--|
| 都道府県 | <ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・協議会を設置 ・方針の提示 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信 | <ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・都道府県単位のスポーツ・文化芸術団体との連携 | <ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・指導者の発掘・把握 ・人材バンクの設置 【教育委員会】 ・兼職兼業の規定・運用の改善 | <ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定 | <ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を広く周知 |
| 市区町村 | <ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・教育委員会等とも連携し、協議会を設置 【協議会】 ・関係者へのヒアリング等を実施 ・ニーズ・課題を把握 【スポーツ・文化主管課】 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信 | <ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署・協議会】 ・地域スポーツ・文化活動を担う運営団体を確保 【協議会】 ・運営団体との連携体制を構築 | <ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・人材バンクの活用 ・地元の民間企業・大学等との連携 ・地域人材の掘り起こし 【協議会】 ・運営団体・実施主体とのマッチングを実施 | <ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・学校施設や社会教育施設等の活動場所を確保 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定 【協議会】 ・地域クラブ活動における活動内容を決定 | <ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を周知し、実施 |
| スポーツ・文化芸術団体、民間事業者等 | <ul style="list-style-type: none"> ・上記協議会への参画 ・上記ヒアリングの対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・上記取組への協力・参画 | <ul style="list-style-type: none"> ・人材バンクへの人材登録 ・研修等を通じた指導者の質・量の確保 | <ul style="list-style-type: none"> 【運営団体】 ・地域クラブ活動における具体的な活動内容を決定 | <ul style="list-style-type: none"> 【運営団体】 ・活動を周知し、実施 |
| 学校 | <ul style="list-style-type: none"> ・上記協議会への参画 ・教師のニーズ把握 ・生徒・保護者のニーズ把握 | | <ul style="list-style-type: none"> ・教師の兼職兼業の希望の把握 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用ルールに基づく学校施設の開放 | <ul style="list-style-type: none"> ・活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有 ・地域クラブ活動について周知 |

休日の部活動の地域移行に係る手順の流れ（イメージ例）

都道府県

協議会の設置 方針の提示 情報発信

市区町村





休日の部活動の段階的な地域移行について

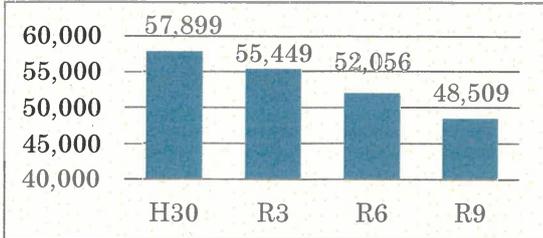


長野県教育委員会事務局 スポーツ課

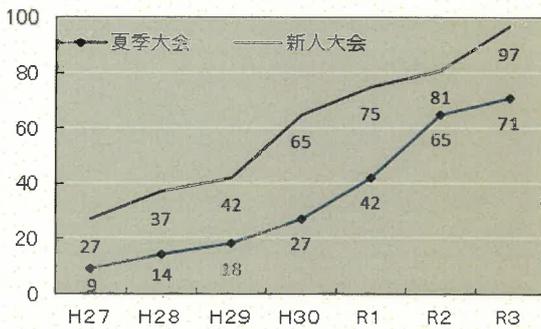
本県の運動部活動の現状

少子化により、学校単独での部活動運営が困難

生徒数の推移予測（中体連調査）

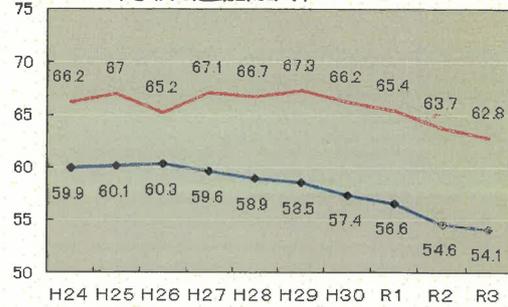


中学合同チームによる大会参加数



運動部加入率の低下・部活動離れの傾向

中学校の運動部加入率



H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 R2 R3

● 運動部 ● 運動部及び地域のスポーツクラブ

高校で運動部に加入しなかった理由ベスト5

| | | |
|---|-------------|-------|
| 1 | 他にやりたいことがある | 11.2% |
| 2 | 自由な時間が欲しい | 10.0% |
| 3 | 中学までにやり尽くした | 9.8% |
| 4 | 休日が少ない | 8.6% |
| 5 | 勉強に力を入れたい | 8.3% |

(平成29年度長野県高等学校体育連盟調査)

運動部顧問の先生の競技経験

(R3県スポーツ課調べ)

| 担当競技の経験あり | 担当競技の経験なし | | |
|-----------|-------------|--------|------------|
| | 担当競技以外の経験あり | 運動経験なし | 計 |
| 39% | 46% | 15% | <u>61%</u> |

運動部活動の課題

- 生徒数の減少により、学校単独での活動や大会参加が厳しくなる。
- 部活動数及び部員数の減少により、希望する活動が選択できなくなる。
- 部活動のやりすぎ等により、運動部から離れてしまう生徒もいる。
- 約6割の先生が、競技経験のない顧問をつとめる。
- 休日の指導や大会引率等による先生の負担が大きい。



休日の部活動の段階的な地域移行



～スポーツ庁の検討会議 提言 令和4年6月6日 から抜粋～

運動部活動の地域移行は、単に運動部活動を学校から切り離すということではなく、子供たちの望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、地域全体で子供たちの多様なスポーツの体験機会を確保する必要がある。(略) 地域におけるスポーツ振興により一層取り組む必要があり、国及び地方公共団体等において、運動部活動の改革を契機として、中学生にとどまらず多様な世代が参加する地域のスポーツ環境の充実を図る機会にしていくことが重要である。

～「休日の部活動の段階的な地域移行」とは～

Q: 令和5年度から、学校の部活動はなくなるのですか？

A: なりません

準備ができた地域、種目について、休日の活動から地域に移行していきます。

Q: 保護者の負担は増えますか？

A: 財政支援を検討します

学校の活動でなくなるため、指導者の謝金等の費用が生じる場合があります。このため、国や県、市町村では財政支援を検討しています。

Q: 大会参加はどうなりますか？

A: 中体連の大会にも参加できます

令和5年度から、一定の条件のもと地域スポーツ団体等に所属する生徒も中体連の大会に参加できるようになります。

Q: 文化部の休日の部活動はどうなりますか？

A: 地域移行を進めます

文化部も運動部同様、休日の部活動について、段階的に地域移行を進めていきます。



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

～地域移行で子どもたちの可能性が広がる～

地域の指導者から、専門的で質の高い指導を受けることができる

競技力を高めたい！

いろんな運動にチャレンジしたい！

運動の楽しさを味わいたい！

子どもたちの多様なニーズに応えることができる

地域のスポーツ環境の整備により、子どもたちの志向や体力等の状況に適したスポーツの機会が確保できる

部活動の地域移行は、子どもたちの幸せの実現のために、学校・地域の実情に合ったスポーツ環境の整備と充実を目指していくための第一歩です。

令和5年度から

これまでの部活動による参加に加え

中体連大会への参加範囲が広がります！

～少子化に対応した持続可能なスポーツ活動・専門的な指導の確保・働き方改革の推進を目指して～

① 地域スポーツ団体(クラブ)等が参加できます

中体連が定める条件のもと中体連大会に参加できるよう検討が進められています

現在、新たに「国のガイドライン」が検討されています。

<中体連が定める条件>

○国のガイドラインを受けた『長野県中学生期のスポーツ活動指針』の遵守

ア) 活動時間…平日2時間程度、休日3時間程度

イ) 休養日…平日週1日 + 土日のいずれかを休養日に設定 等

- 中央競技団体が定める細則により、該当競技団体に登録・加盟している。
- 日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに活動が行われている。
- 参加する中体連大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に積極的に関与する。
また、生徒引率を行うとともに、万一の事故発生に備え傷害保険等に加入する。

<留意事項>

- 地域スポーツ団体(クラブ)として大会に参加した場合、在籍中学校での大会参加はできない。(その逆も同様) また、同大会期間途中で他チームに移籍しての参加もできない。
- 地域スポーツ団体名での出場は1チームのみ。(メンバーの居住地制限はなし。)
- 地域スポーツ団体等の複数団体合同チーム編成は認めない。

<手続き>

- 参加申請書を地区(東信・北信・中信・南信)中体連事務局へ提出。
- 県中体連理事会にて参加の可否を決定し、結果を申請クラブに通知。

※申請書の様式、地区中体連事務局の住所・連絡先、日程の詳細については県中体連HPを参照

R5年度からの参加について、まだ中央競技団体において検討中の種目もありますが、本県では、国の方針を受け、全種目参加できるよう準備を進めていきます。仮に中央競技団体がR5年度からの参加を実施しない種目についても、上位大会への出場権は得られませんが、本県独自ルールにより県大会までは参加できるようにしていきます。

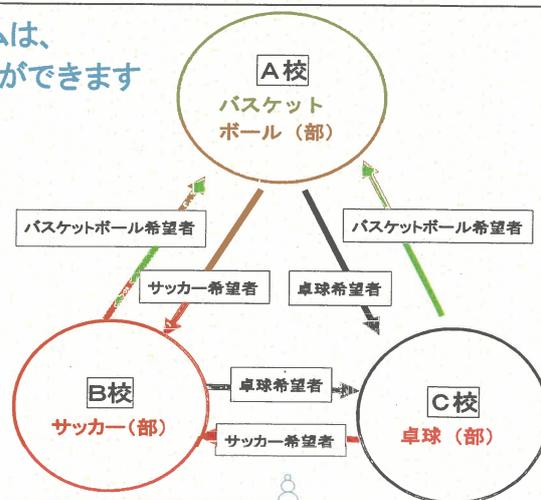
② 「拠点校部活動」によるチームが参加できます

市町村教育委員会が認めた拠点校部活動のチームは、
中体連大会へ参加することができます

<拠点校部活動>とは・・・>

臨時的な合同チームとは異なり、将来を見据えた上で近隣校エリアによる持続可能な活動基盤として、市町村教育委員会の承認のもとに実施するものです(市町村内あるいは市町村間で実施)。

- 複数チームの参加も可能とする。(拠点校部活動を構成する学校数をチーム数の上限とする。3校の場合は3チームまで)
- これまでの合同チーム等も、合同条件にかかわらず拠点校部活動に準じて当該の校長間の合意のもと地区中体連の承認を受けて参加可能とする。



- ・自校に部活動がある・なし関係なく実施できる
- ・これまでの「合同チーム等」も網羅！

☞これら詳細は

検索

長野県中学校体育連盟

令和4年11月

小学校6年児童・保護者の皆さま
中学校 生徒・保護者の皆さま

中野市教育委員会

来年度以降の中学校部活動（地域移行含む）について（通知）

令和4年6月にスポーツ庁から「運動部活動の地域移行に関する検討会議」の提言、8月には文化庁から「文化部活動の地域移行に関する検討会議」の提言が示されました。これらの提言では、「令和5年度より休日の部活動の段階的な地域移行を進め、令和7年度末を目途に集中的に改革を進める」とあります。中野市としての地域移行や部活動の方向について、現時点での考え方をお知らせします。

1 地域移行や部活動の方向について

- (1) 令和5年度からの地域移行は、環境が整った部活動から休日（土曜日・日曜日・祝祭日）の指導を地域の指導者（部活動指導員、外部指導者等）に移行していくことが中心です。部活動をなくして、全てを地域で実施・指導するということではありません。
- (2) すでに運動部活動として実施していない競技（バドミントン、水泳、体操等）や学校によって実施していない競技については、新たに部活動として実施する予定はありません。これらの競技については、部活動ではなく地域や民間の活動としての実施となります。なお、要件を満たした場合は中学校体育連盟主催の公式大会へ参加できます。
- (3) 文化部活動も、休日の指導から地域移行を進めてまいります。平日中心の活動となっている文化部もありますので、活動内容や活動時間については各学校で検討していきます。
- (4) 令和7年度（来年度入学生が中学3年生）までは、部活動の大きな変更は考えていません。ただし、一部の中学校でのみ実施されている運動部活動（柔道・剣道・ソフトテニス・サッカー・ソフトボール・スキー等）については、競技の継続や指導の充実のため、令和7年度までに、部活動から地域や民間の活動へ移行していくことも考えられます。

2 その他

- (1) 中野市の各中学校では、平成30年度から「中野市中学校の部活動の方針」に沿って部活動を実施しています。現在は、31（令和元）年の改訂をふまえた部活動運営となっています。次年度以降、地域移行が進んでもこの方針の下で部活動は運営されます。

（一部抜粋）

- ・学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。（平日1日、休日1日以上・・・）
- ・1日の活動時間は、長くても平日では2時間程度、休日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

※詳細は、中野市教育委員会ホームページ（右QRコード）をご覧ください。

- (2) 長野県教育委員会スポーツ課より、「休日の部活動の段階的な地域移行」についての資料が届きました。別添の両面刷りチラシにてご確認ください。
- (3) ご不明な点等ございましたら、下記担当までお問い合わせください。



中野市教育委員会事務局 学校教育課
課長；柴本 清天
担当；教育指導主事 和田恒弥
電話；0269-22-2111（内線419）